

# 小中一貫教育に適した学校施設の在り方について

～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～

(素案)

平成 年 月 日

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

# 目次

## はじめに

<b>第1部 小中一貫教育に適した学校施設の在り方</b> .....	1
<b>第1章 背景</b> .....	1
第1 検討経緯 .....	1
第2 小中一貫教育の制度化 .....	2
1 制度化の目的 .....	2
2 制度設計の基本的方向性 .....	2
(1)小中一貫教育を行う新たな学校種の創設	
(2)教育課程	
(3)組織	
(4)施設	
3 小中一貫教育の制度化に対応した施設整備の必要性 .....	4
(1)学校施設の役割	
(2)小・中学校段階間の差異への配慮	
<b>第2章 小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題</b> .....	6
第1 全体的な状況 .....	6
第2 施設形態ごとの現状、課題 .....	8
1 施設一体型 .....	8
(1)計画・設計段階	
(2)整備段階	
(3)施設利用状況	
2 施設隣接型・分離型 .....	11
3 施設整備に関する課題への対応の必要性 .....	12
<b>第3章 小中一貫教育に適した学校施設の在り方</b> .....	14
第1 小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方 .....	14
1 小中一貫教育の効果的な実施に資する施設環境の確保 .....	14
(1)教育活動の一貫性確保への対応	
(2)学校運営の一貫性確保への対応	
(3)小中一貫教育に指摘される課題への対応	
2 地域ぐるみで子供たちの学びを支える場の確保 .....	15
第2 小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項 .....	16
1 共通事項 .....	16

(1)小中一貫教育を円滑に導入するための計画・設計プロセスの構築	
(2)地域の実情や将来動向を考慮した施設の規模、形態の設定	
(3)既存学校施設を活用した小中一貫教育の実施	
(4)地域とともにある学校施設の整備	
2 施設一体型の留意事項	18
(1)教育活動の一貫性確保への対応	
(2)学校運営の一貫性確保への対応	
(3)小中一貫教育の実施に適した安全性の確保	
3 施設隣接型・分離型の留意事項	22
(1)教育活動の一貫性確保への対応	
(2)学校運営の一貫性確保への対応	
(3)小中一貫教育の実施に適した安全性の確保	
第4章 国による支援策	25

## 第2部 先行事例

- 1 事例一覧
- 2 先行事例
- 3 計画・設計の事例間比較

## 参考資料



---

## はじめに

---

- 平成26年12月に中央教育審議会は「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」において、小中一貫教育の制度化について提言した。これは、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施し得る小中一貫教育学校(仮称)や、小中一貫教育学校(仮称)に準じて小中一貫した教育を施すことができる小学校・中学校の設置を可能とすることで、地域の実情や子供たちの実態に応じ、設置者の判断で、小・中学校段階の接続の円滑化や柔軟な区切りの設定など多様な教育実践を可能とするものである。
- 現在、小中一貫教育の取組を先行して進めている学校においては、「中1ギャップ」の緩和や小学校高学年における子供の発達に即した指導の充実、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応等のため、柔軟な学年段階の区切りの設定、乗り入れ授業の実施、小学校段階からの教科担任制の導入など、それぞれの地域や学校の実情に応じた取組が行われているが、小中一貫教育を実施する学校の施設計画については、網羅的に整理された指針などはなく、小中一貫教育に取り組んでいる設置者において、先行事例などを参考に試行錯誤を重ねながら実施しているのが現状である。
- こうした背景を踏まえ、本会議は小中一貫教育に関する学識経験者や先行して取組を行っている行政関係者等の協力を得て、アンケート調査や視察により実態を押さえながら議論を重ねて、小中一貫教育の効果的な実施に資するための学校施設に関する本報告書を取りまとめた。
- 本報告書は、答申で示されている小中一貫教育の制度設計の基本的方向性を踏まえ、小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計における留意事項を示すとともに、先行事例を掲載して施設の計画・設計の前提条件となる教育課程、運営状況や施設計画などを分かりやすく解説している。
- 小中一貫教育の導入については、児童生徒の実態や地域・保護者のニーズ等を踏まえ、設置者が適切に判断すべき事項であるが、その際、小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる施設環境を整えることが重要である。そのため、施設づくりの早い段階から関係者の参画の場を構築し、理解と合意を図っていくことが極めて重要である。
- 本会議としては、設置者が本報告書を参考に、個々の学校や地域の実情に応じた良好な小中一貫教育のための施設環境を確保し、これにより我が国の小中一貫教育の質的向上に寄与することを期待します。

# 第1部 小中一貫教育に適した学校施設の在り方

## 第1章 背景

### 第1 検討経緯

○ 小中一貫教育<sup>1</sup>については、これまで全国の学校、設置者において、小学校における教育と中学校における教育を円滑に接続させるために研究開発学校制度<sup>2</sup>や教育課程特例制度<sup>3</sup>を活用するなど、設置者の判断により取組が進められてきた。

○ 近年、小中一貫教育に取り組む施設一体型校舎の整備が増加してきたことを背景に、国立教育政策研究所文教施設研究センターは、平成21年2月、施設一体型校舎の計画・設計上の留意点について報告書を作成・公表<sup>4</sup>した。この時は施設一体型校舎の整備事例が限られており、そのほとんどが新築や改築による施設整備であった。

○ 平成24年7月、「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会）において、「小中連携、一貫教育の効果的な実施に資する学校施設の在り方について、国として検討することが必要」と明記されたことを受け、平成25年2月に文部科学省は「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に「小中一貫教育推進のための学校施設部会」（以下「小中一貫教育施設部会」という。）を設置し、施設一体型校舎を対象として学校施設の在り方について検討を開始した。

○ 平成26年7月から中央教育審議会において小中一貫教育の制度化について審議が開始されたことを受け、小中一貫教育施設部会は中央教育審議会と連携を取りながら、小中一貫教育の制度化を踏まえ、施設の一体・分離を問わず小中一貫教育に適した学校施設の在り方について検討することとなった。

○ 以上のような背景に加えて、小中一貫教育に取り組む設置者の増加に伴い、既存施設の増築や改修整備による対応が多くなってきた。また、先行して小中一貫教育を行うために整備された施設一体型校舎については、小中一貫教育の実践により施設利用に関する様々な知見が蓄積されてきた。

<sup>1</sup> 本報告書において、「小中一貫教育」とは、P6 に示す実態調査における定義と同様の意で用いている。

【小中一貫教育】：小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

<sup>2</sup> 教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法について研究開発を行う（昭和51年度から開始）。

<sup>3</sup> 文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度（平成15年度より、「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年度より、「教育課程特例校」制度として手続きを簡素化するなどしている）。

<sup>4</sup> 「小中一貫教育の特色を活かした学校づくり～施設一体型校舎の計画・設計の留意点～」（平成21年2月 国立教育政策研究所文教施設研究センター研究会報告書）

29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68

- こうした状況の中で、小中一貫教育施設部会は全国規模での調査を通じて実態を把握し、小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計における留意事項等について検討することとした。

## 第2 小中一貫教育の制度化

### 1 制度化の目的

- 中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」(以下「小中一貫教育の制度化に関する答申」という。)において、小中一貫教育の制度化の目的については、「小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効であると判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである」とし、このことにより、小中一貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、
  - ① 組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上(学力・学習意欲の向上)、
  - ② 子供たちの社会性の育成機能の向上、
  - ③ いわゆる「中1ギャップ」の緩和(不登校・いじめの減少等)をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少 等に資することとなり、義務教育全体の質の向上が期待されるとしている。

### 2 制度設計の基本的方向性

#### (1)小中一貫教育を行う新たな学校種の創設

- 現行制度下での小中一貫教育の取組形態は、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設形態など様々であり、地域の実情に即した取組がなされている。こうした各地域の主体的な取組によって多様な形で発展してきた経緯に鑑み、小中一貫教育の制度化に関する答申においては、以下の二つの形態を制度化することを提言している。
  - ① 一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(小中一貫教育学校(仮称))。
  - ② 独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小学校・中学校(仮称))。
- なお、小中一貫教育学校(仮称)及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)においては、小・中学校学習指導要領における内容項目を全て取り扱う形で教育が行われるものであり、小・中学校とこれらの学校が併存することで義務教育の機会均等が果たされなくなる事態は想定されていない。小中一貫教育を全域実施するか一部実施するかなど、導入の形態については、児童生徒の実態や地域・保護者のニーズを踏まえ、設置者が適切に判断すべきとされている。

69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101

## (2)教育課程

- 小中一貫教育学校(仮称)及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)における教育課程については、
  - ① 9年間の教育目標の明確化
  - ② 当該教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施(年間指導計画の策定を含む)することについて提言されている。また、現行の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とした上で、独自教科の設定、指導内容の入替え・移行など、一定の範囲で教育課程の特例を認めることが適当とされている。
  
- いわゆる「中1ギャップ」や子供の発達の早期化など、それぞれの地域の児童生徒が抱える教育課題に対応して、9年間の教育課程において6-3以外にも4-3-2や5-4といった柔軟な学年段階の区切りを設定しやすくすることが求められている。
  
- 小学校段階を終えた後、希望する場合には他の学校への転校が円滑に行えるよう配慮することも必要であり、小中一貫教育学校(仮称)の修業年限の9年間を小学校段階と中学校段階の二つの課程に区分し、第6学年修了の翌年度から中学校等への入学を認めることが適当とされている。

## (3)組織

- 小中一貫教育学校(仮称)における組織運営体制については、一人の校長の下で一つの教職員組織が小中一貫教育を実施することとされている。一方、小中一貫型小学校・中学校(仮称)における組織運営体制については、多様な取組の実態を踏まえ、学校毎に校長と教職員が配置されて小中一貫教育を実施することになるが、一貫教育の実質を適切に担保する観点から、学校間の意思決定の調整システムの整備を要件として求めることが適当とされている。

## (4)施設

- 小中一貫教育学校(仮称)及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)については、柔軟な取組を可能とする等の観点から、施設の一体・分離といった施設形態にかかわらず設置を可能とすることが適当とされている。



102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141

**【小中一貫教育の制度設計(案)】**

**◎ 小中一貫教育の2つの類型**

	小中一貫教育学校(仮称)	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当時は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能かつ、免許の併有を促進) <small>《制度化に伴う主な支援策》 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置</small>	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 <small>《制度化に伴う主な支援策》 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置</small>
施設	・施設の一部・分離を問わず設置可能 <small>《制度化に伴う主な支援策》 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small>	・施設の一部・分離を問わず設置可能 <small>《制度化に伴う主な支援策》 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small>

**◎ 制度化後のイメージ**

(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

**3 小中一貫教育の制度化に対応した施設整備の必要性**

**(1) 学校施設の役割**

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な条件である。このため、充実した教育活動を存分に展開できる、高機能かつ多機能な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものでなければならない。
- また、学校施設は、地域住民にとって最も身近で、生涯学習活動や地域住民の交流など、多様な活動の拠点であり、また、地震などの災害時には地域住民の避難所としても重要な役割を担っている。
- 小中一貫教育の制度化に対応した施設整備においても、これらの役割を踏まえ、小中一貫教育に適した学校施設の整備を実施していくことが必要である。

**(2) 小・中学校段階間の差異への配慮**

- 小・中学校における教育活動の間には以下に示すような差異が見られる。こうした違いは、法令や学習指導要領等に規定されている事柄だけでなく、長い歴史の中で文化として積み上げられた部分もあるとされている。これらの小・中学校間の教育活動の差異が、発達状況とのずれなどから過度なものとなる場合、いわゆる「中1ギャップ」の背景となり得ることが指摘されている。

142 ○ 小中一貫教育の効果的な実施のため、これらの小・中学校段階間の差異について  
143 配慮して、9年間一貫した教育活動や学校運営が実施できるように施設整備を実施  
144 していくことが必要である。

146 **【主な小・中学校段階間の差異の例】**

- 147 ① 授業形態の違い(小学校:学級担任制／中学校:教科担任制)  
148 ② 指導方法の違い(小学校:丁寧にきめ細かく指導、比較的活動型の学習が多い／  
149 中学校:小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い)  
150 ③ 評価方法の違い(小学校:単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向／  
151 中学校:定期考査中心、知識・技能が重視される傾向)  
152 ④ 生徒指導の手法の違い(中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小  
153 学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向)  
154 ⑤ 部活動の有無(中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う  
155 機会も増えるなど、子供の生活が劇的に変化すること)

156 (出典)中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの  
157 構築について(答申)」(平成26年12月22日)

158

## 第2章 小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題

○ 小中一貫教育施設部会では、小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題について、以下の調査結果に加え、視察結果なども踏まえて整理した。

① 全体的な状況については、中央教育審議会における小中一貫教育の制度化に関する審議に先立って、文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」(平成26年5月1日現在、以下「文科省実態調査」という。)により把握。

② 施設形態ごとの現状、課題については、文科省実態調査に加え、小中一貫教育施設部会が実施した「小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査<sup>5)</sup>」(平成25年5月1日現在、以下「施設部会アンケート調査」という。)や学校施設視察結果<sup>6)</sup>により把握。

### 【調査における小中一貫教育の定義】

#### (小中連携教育)

小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

#### (小中一貫教育)

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

### 【施設形態の分類】

施設一体型:小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている

施設隣接型:小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている

施設分離型:小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている

## 第1 全体的な状況

### (1) 小中一貫教育の取組状況

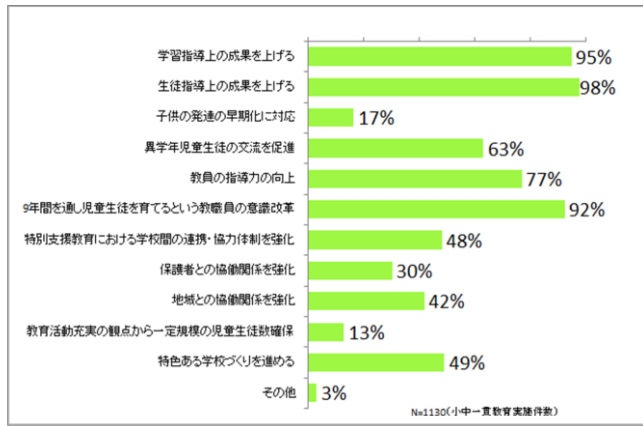
① 文科省実態調査(平成26年5月1日現在)によると、小中一貫教育に取り組む市町村(特別区を含む。以下同じ。)は211、取組の総件数は1130件(以下「小中一貫教育実施校」という。)である。今後、小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後増加していくものと考えられている。

- ・ 小中一貫教育を実施中:211市町村 (約1割)
- ・ 小中一貫教育を実施予定又は検討中:166市町村 (約1割)
- ・ 国及び他市町村の状況を注視している市町村:450市町村 (約3割)
- ・ 小中一貫教育の取組件数:1130件 (小学校2284校、中学校1140校)

<sup>5)</sup> アンケート調査は、小中連携、一貫教育の導入を目的として施設整備を行い、平成18年4月から平成25年5月までの間に開校した施設一体型校舎の公立小・中学校(131校)を対象に実施した。その後、小中一貫教育の制度化を踏まえ、小中連携教育を実施する学校(52校)と小中一貫教育を実施する学校(79校)に分けて、小中一貫教育を実施する学校施設を対象に分析

<sup>6)</sup> 小中一貫教育を全域で実施している新潟県三条市、京都府京都市、広島県府中市における分離型校舎を視察

194 ② 小中一貫教育の制度化に関する  
 195 答申において指摘されていると  
 196 おり、小中一貫教育に取り組む学  
 197 校の狙いは様々であり、学習指導  
 198 上・生徒指導上の成果を上げる、  
 199 一定規模の児童生徒数の確保や  
 200 異学年の交流の促進といったもの  
 201 のほか、教員の指導力の向上や、  
 202 9年間通して子供を育てるとい  
 203 う教職員の意識改革を掲げている  
 204 ところも多い。小中一貫教育に取  
 205 り組む学校は、地域や児童生徒の  
 206 実態を踏まえ、多面的な狙いを設  
 207 定して取り組んでいるものと考え  
 208 られている。

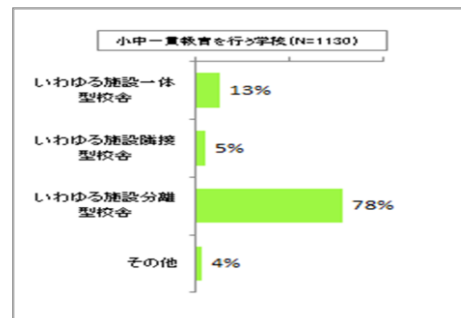


図表 1-1: 小中一貫教育の主な狙い(文科省実態調査)

207 なお、9年間を一まとまりと捉えた教育目標を設定し、各教科別に9年間の系統性  
 208 を整理した教育課程の編成を行っている取組は、小中一貫教育実施校1130件のう  
 209 ち、4分の1程度であり、これらの実施校では多くの成果を認識している。

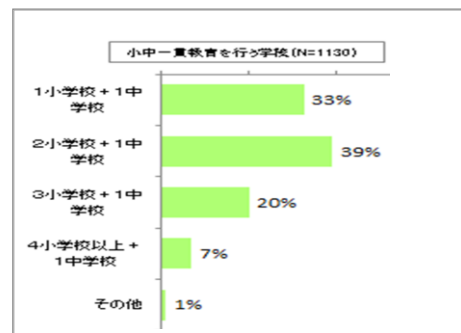
## 211 (2) 施設の状況

212 ① 小中一貫教育実施校の施設形態については、  
 213 施設一体型校舎が13%(148件)、施設隣接型  
 214 校舎が5%(59件)、施設分離型校舎が78%(8  
 215 82件)、その他4%(41件)である。



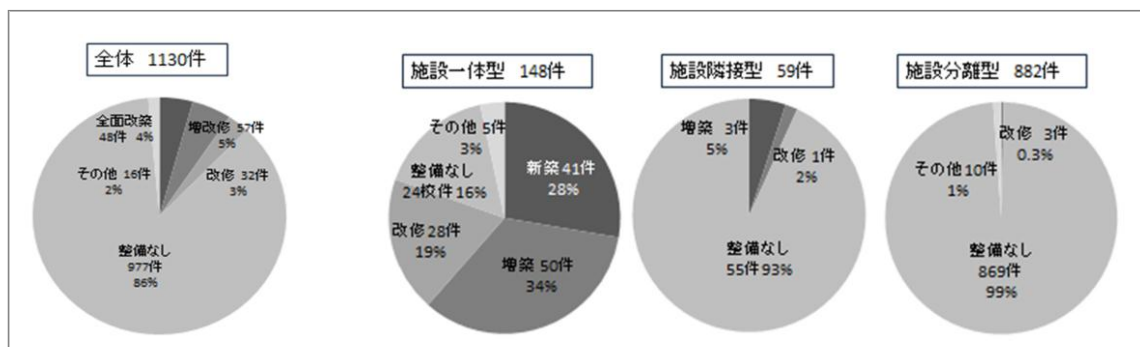
図表 1-2: 校舎設置状況(文科省実態調査)

220 ② 小中一貫教育を行う学校の組み合わせにつ  
 221 いては、2小学校+1中学校が39%、1小学校  
 222 +1中学校が33%、3小学校+1中学校が2  
 223 0%、4小学校以上+1中学校が7%であり、複  
 224 数の小学校と一つの中学校が連携して小中一  
 225 貫教育に取り組むケースが多い。



図表 1-3: 学校の組み合わせ(文科省実態調査)

229 ③ 校舎の整備手法については、整備未実施が86%(977件)、新築を含む全面改築  
 230 や増改修、改修の実施が12%(137件)となっている。施設形態ごとに見ると、施設  
 231 一体型では81%が整備を実施しており、施設分離型では99%が整備未実施となっ  
 232 ている。



図表 1-4: 施設形態ごとの校舎の整備状況 (文科省実態調査)

233

## 234 第2 施設形態ごとの現状、課題

### 235 1 施設一体型

236 ○ 施設一体型校舎を整備した学校数  
 237 (小・中学校を1校として計上) について  
 238 は、施設部会アンケート調査 (平成25  
 239 年5月1日現在) によると、平成18年4月  
 240 から25年5月までの間に79校開校して  
 241 おり、近年増加傾向にある。また、文科  
 242 省実態調査によると小中一貫教育実施  
 243 校のうち施設一体型においては約8割  
 244 が整備を実施している。このような状況  
 245 を踏まえ、施設一体型については、以  
 246 下のとおり計画・設計段階、整備段階、施設利用状況の3つの観点から、アンケート  
 247 調査結果を詳細に整理している。

248

#### 249 (1) 計画・設計段階

250 ① 小中一貫教育を導入した学校の経緯につい  
 251 ては、教育長や校長などの教育方針、少子化  
 252 や市町村合併等を契機とした教育環境の整備、  
 253 不登校の増加や学力・学習意欲の低下など  
 254 中1ギャップの顕在化といった回答が調査  
 255 校の約5割を占める。

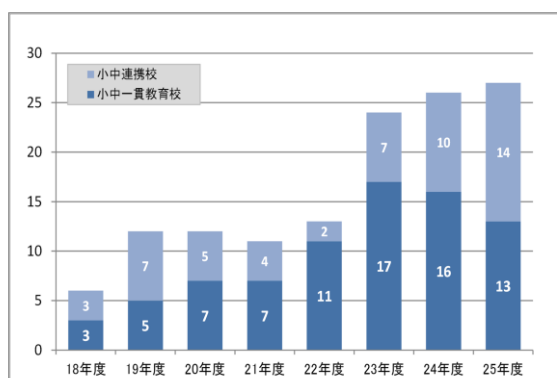
256

257 ② 施設一体型の整備理由については、約9割  
 258 の調査校が、施設整備に際して学年段階の  
 259 区切りの設定や異学年交流などによる学習指  
 260 導上の効果を狙って実施している。

261

262

263



図表 2-1: 施設一体型の小中一貫教育、連携校の開始年度 (施設部会アンケート調査)

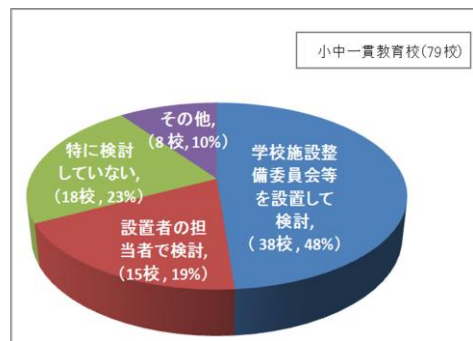
■ 小中一貫教育校 (79校)	
① 教育長、校長などの教育方針	43校 (54%)
② 教育環境の整備	39校 (49%)
③ 中1ギャップの顕在化	38校 (48%)

図表 2-2: 小中一貫教育を導入した学校の経緯 (施設部会アンケート調査)

■ 小中一貫教育校 (79校)	
① 学習指導上の効果	68校 (87%)
② 効率的な施設利用	48校 (61%)
③ 生徒指導上の効果	39校 (49%)

図表 2-3: 施設一体型の整備理由 (施設部会アンケート調査)

264 ③ 施設整備の際に、約半分の調査校において  
 265 は学校施設整備委員会などを設置して整備方  
 266 針などを検討しているが、約2割の調査校にお  
 267 いては特に検討していない。



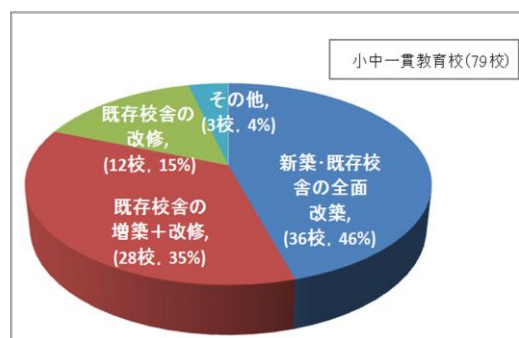
図表 2-4: 学校施設整備方針の検討体制(施設部会アンケート調査)

272 ④ 計画・設計段階に関わる課題については、以下のような指摘がある。

- 273 ・ 関係者との協議に十分な時間を取ることが必要である。
- 274 ・ 既存の校地・校舎をどう残していくかという方針決定には時間を要する。
- 275 ・ 9年間の教育をどのように進めていくかという構想の下、その構想を実現するための施設を計画する必要がある。
- 276
- 277 ・ 学校と連携を取り、利用者としての意見を取り入れた施設を計画することが求められる。学校側においても先行事例の視察や調査研究を通して、小中一貫教育について十分理解した上で、計画・設計段階から関わっていく必要がある。
- 278
- 279 ・ 既存校舎を活用する場合においては、一度に整備するのではなく、教職員、児童生徒、保護者、地域住民の協力を得ながら段階的に整備することにより、地域とともにある学校づくりができる。
- 280
- 281
- 282
- 283

## 284 (2) 整備段階

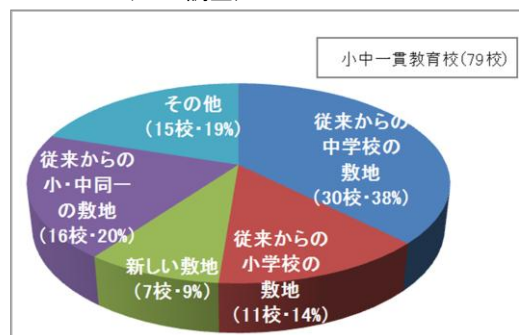
285 ① 施設一体型の整備手法については、5割  
 286 弱の調査校では新築や全面改築を実施し  
 287 ている。既存校舎の増築や改修で対応し  
 288 た調査校も約5割ある。なお、28学級以上  
 289 の調査校では9割が新築や既存校舎の全  
 290 面改築を実施し、27学級以下の調査校で  
 291 は約6割が既存校舎を活用している。



図表 2-5: 施設一体型の整備手法(施設部会アンケート調査)

292

293 ② 校地計画については、約4割の学校が従  
 294 来からの中学校敷地を活用して整備を実  
 295 施しており、学校規模が小さいほどその傾  
 296 向が大きくなる。なお、規模の大きい調査  
 297 校においては、新しい敷地や隣接地を購  
 298 入して校地面積を確保しているところが多  
 299 い。



図表 2-6: 施設一体型の校地計画(施設部会アンケート調査)

300

301 ③ 整備段階に関わる課題については、以下のような指摘がある。

- 302 ・ 既存校舎を活用する場合において、耐震壁の配置に合わせて教室を配置しなければならぬという制約があったが、特別教室の増築部分を含めて全体のゾーニ
- 303

304  
305  
306  
307  
308  
309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
340  
341  
342  
343

ングを計画している。

- ・ 既存の小学校の校地・校舎を活用しているため、グラウンドにある器具やプールの水深が中学生の体格に合わないものがある。安全に留意しながら使用している。
- ・ 将来動向を予測して、増築が可能な敷地を確保しておくことが必要である。

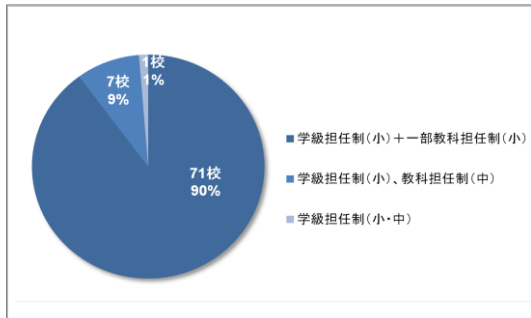
**(3) 施設利用状況**

① 約8割の調査校が6-3以外の学年段階の区切りを設けている。学年段階の区切りを設けた約7割の調査校において、区切りごとに同一階に教室を配置するなどまとまりのある空間となるよう計画している。また、異学年との交流スペースを意図的に計画するなどの工夫もされている。

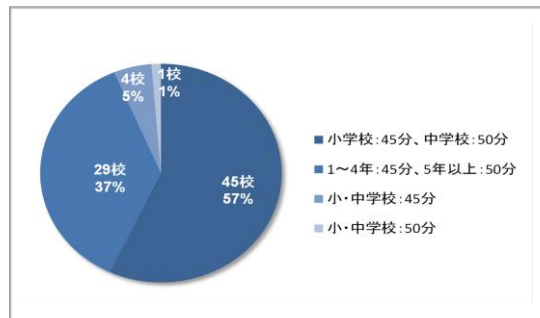
■小中一貫教育校(79校)		
①	4+3+2	54校(68%)
②	6+3	17校(22%)
③	5+4	2校(3%)
④	3+4+2	1校(1%)
⑤	その他	5校(6%)

図表 2-7: 学年段階の区切りの設定(施設部会アンケート調査)

② 指導方法については、9割の調査校が小学校段階に一部教科担任制を導入している。また、授業時間については、約6割の調査校が従来どおり小学校45分、中学校50分で授業を実施しているが、約4割の調査校においては小学校5年生から50分授業を採用している。



図表 2-8: 授業方法(施設部会アンケート調査)



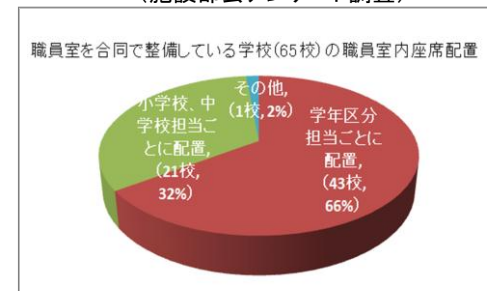
図表 2-9: 授業時間(施設部会アンケート調査)

③ 施設一体型校舎においては、職員室や校長室等の管理関係室、家庭教室や図書室等の学習関係諸室、昇降口・玄関等において共同利用されている傾向が高い。なお、共同利用については、小・中学校の教職員の連携、共同事務の実施といった教育上の狙い、異学年交流による縦の接続、学校運営の円滑化など、それぞれの調査校の実情により取組は様々である。

また、職員室を合同で整備した調査校においては、7割弱の学校では学年段階の区切りごとに座席を配置している。

■小中一貫教育校(79校)		
①	職員室	71校(90%)
②	家庭教室	61校(77%)
③	校長室	59校(75%)
④	昇降口・玄関	56校(71%)
⑤	図書室	55校(70%)
⑥	グラウンド	55校(70%)

図表 2-10: 小・中学校で共同利用している諸室(施設部会アンケート調査)



図表 2-11: 合同で整備した職員室の座席配置(施設部会アンケート調査)

344 ④ 新たに追加したスペースについては、調査校  
 345 の約4割が児童生徒の異学年交流スペースを、  
 346 約2割が地域住民・保護者の交流スペースを  
 347 設けている。

■小中一貫教育校(79校)	
①	小・中児童生徒の異学年交流スペース 35校(44%)
②	地域・保護者の方々の交流スペース 17校(22%)
③	複合施設 8校(10%)
④	その他 14校(18%)

図表 2-12: 新たに追加したスペース(施設部会アンケート調査)

349  
 350 ⑤ 異学年交流を行うスペースについては、体育  
 351 館、グラウンドが7割以上を占める。次いで、多  
 352 目的教室や多目的スペース、ランチルームが  
 353 多い。

■小中一貫教育校(79校)	
①	体育館 64校(81%)
②	グラウンド 57校(72%)
③	多目的教室 35校(44%)
④	ランチルーム 33校(42%)
⑤	多目的スペース 33校(42%)

図表 2-13: 異学年交流を行うスペース(施設部会アンケート調査)

354  
 355  
 356  
 357 ⑥ 施設利用状況に関わる課題については、以下のような指摘がある。

- 358 ・ 既存の中学校校舎を活用する場合において、小学校段階の教室としては壁面  
 359 の掲示スペースや学習用具の保管場所等が少なかったため、棚の配置、数を見  
 360 直した。
- 361 ・ 既存の小学校校舎を活用する場合において、中学生にとっては特別教室の机  
 362 の高さが低い、トイレが小さい等の課題があり、それらを解消するため改造した。
- 363 ・ 異学年が交流できるスペースや、児童生徒の発達段階ごとに活動できるスペ  
 364 スを計画することが必要である。
- 365 ・ きめ細かな指導を行っていくために、打ち合わせや個別指導のためのスペース  
 366 を確保した方がよい。
- 367 ・ 学年段階の区切りを意識できるような校舎配置とするとともに、学年段階の区切り  
 368 の変更に対応できる柔軟性のある施設とすることも必要である。
- 369 ・ 特別教室を共同利用する際には教材等の収納スペースを充実することも必要で  
 370 ある。
- 371 ・ 教職員が小中合同で打ち合わせや研修するためのスペースが必要である。

## 373 2 施設隣接型・分離型

374 ① 文科省実態調査によると、小中一貫教育に取り組む総件数1130件のうち、施設隣  
 375 接型は5%(59件)、施設分離型は78%(882件)であり、小中一貫教育に取り組む  
 376 学校の大半を占めている。

377  
 378 ② 施設隣接型の整備状況については、93%(55件)は整備を実施していない。整備  
 379 を実施した7%(4件)の内容は、小・中学校間の教職員の打ち合わせスペースや児  
 380 童生徒の異学年交流スペース等である。

381 なお、小・中学校の校舎が隣接する場合には、小中一貫教育の効果的な実施を目  
 382 指して、隣接する校舎を渡り廊下や校舎の増築により接続して、施設一体型として利  
 383 用している事例もある。



384

385 ③ 施設分離型の整備状況については、99%(869件)は整備を実施していない。整備  
386 を実施した1%(13件)の内容は、小・中学校間の教職員の打ち合わせスペースや  
387 地域連携スペース等である。

388 施設分離型においては、連携内容に応じて、教職員や児童生徒が施設を移動し、  
389 授業や行事等が実施されている。

390

391 ④ 施設隣接型・分離型に関わる課題については、以下のような指摘がある。

392 ・ 小・中学校間の連携を行う上で、児童生徒や教職員が学校間を移動する際に時  
393 間を要し、時間割編成が難しくなる。

394 ・ 施設ごとに学年段階の区切りを設定するなど、施設が分離していることを生かす  
395 教育内容・方法を検討することも必要である。

396 ・ 小・中学校間の合同授業、合同行事等を行う際に、授業等の前後における児童  
397 生徒、教職員の待機場所をあらかじめ検討しておく必要がある。

398 ・ 小中一貫教育を円滑に実施していくため、教職員が小中合同で打ち合わせや  
399 研修等を行うことができるスペースが必要である。

400

### 401 3 施設整備に関する課題への対応の必要性

402 ○ 現行制度下での小中一貫教育の取組形態は、教育課程の在り方、学校段階間の  
403 区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設形態など様々であり、地域の実情  
404 に即した取組がなされていることが前述の調査結果によって明らかになった。

405 小中一貫教育の制度化に関する答申においても、「施設の一体性が高く、指揮系  
406 統が一本化されている場合に小・中学校間の取組の一体性が高まるのは必然である  
407 が、一方で、施設分離型校舎で小中一貫教育を行っている場合や、学校ごとに校長  
408 が配置されている場合においても、様々な工夫により、教職員が一体感を持って一貫  
409 教育を行っている例も多くあることに留意する必要がある」と指摘している。

410 学校施設の整備に当たっては、このような小中一貫教育の取組形態の多様性に配  
411 慮しつつ、以下に示す施設整備に関する課題について対応していく必要がある。

412

#### 413 ① 早期の計画・設計プロセスの構築

414 小中一貫教育を実施する学校施設の整備においては、各学校における教育課程  
415 や学校運営等を十分考慮して、小中一貫教育に適した施設環境を確保していくこと  
416 が必要である。このため、早い段階から関係者が参画する場を構築し、小中一貫教育  
417 に関するソフトとハードを総合的に検討していくことが求められる。

418

#### 419 ② 施設の規模設定

420 施設規模は、施設の計画・設計や整備後の教育活動、学校運営に影響を与えるた  
421 め、以下のような施設規模から見た場合の特徴<sup>7</sup>を踏まえ、長期的視点に立ち施設の

<sup>7</sup> 施設一体型校舎を整備した学校(79校)について、学級数に着目して便宜的に、①9学級以下(47%)、②10～27学級(37%)、③28学級以上(16%)、3つの規模に分類してアンケート調査結果を再集計し、それぞれの特徴を整理してい

422 計画を検討していくことが求められる。  
423 ・ 施設一体型校舎の設置経緯について、9学級以下の学校では、「少子化や市町  
424 村合併等を契機とした教育環境の整備」が約7割を占める。  
425 ・ 施設一体型の整備手法について、9学級以下及び10～27学級の学校では、既  
426 存施設を活用する場合は約6割を占める。  
427 ・ 施設一体型の校地計画について、9学級以下の学校では、校地については従  
428 来からの中学校敷地を利用している場合は約5割を占める。一方、28学級以上  
429 の学校では、「新たな敷地」、「隣接地を購入」が約5割を占める。  
430 ・ 施設一体型の小・中学校で共同利用する諸室について、9学級以下の学校では、  
431 10～27学級及び28学級以上の学校と比較して、学校音楽教室、理科教室、図  
432 工教室、コンピュータ室等の学習関係諸室、体育館、グラウンドにおいて共同利  
433 用している傾向が高い。等

434

### 435 ③ 既存施設の有効活用

436 近年、既存の学校施設を活用した小中一貫教育の導入が増加しており、こうした対  
437 応は今後も増加していくものと考えられる。公立小中学校施設については、建築後2  
438 5年以上を経過した建物が全体の約7割を占め、老朽化が深刻な課題となっている。  
439 国・地方の厳しい財政状況の下、効率的・効果的に老朽化対策を進め、学校施設を  
440 長寿命化していくことが求められる。

441

### 442 ④ その他

443 今後、小中一貫教育の制度化を見据えて、小・中学校段階間の接続の円滑化や9  
444 年間の教育課程の系統性・連続性の強化、異学年交流の充実に取り組むケースが  
445 増えていくものと考えられることから、施設形態ごとに小中一貫教育の特性を最大限  
446 生かすような施設計画に関する知見の蓄積が期待される。

447

448

---

る。(参考資料 第2章関係4. (2)「施設一体型校舎の小中一貫教育校における学校規模ごとの集計」による)

### 第3章 小中一貫教育に適した学校施設の在り方

450 ○ 小中一貫教育に取り組む学校は、既存の小・中学校とは異なり、一貫教育に適合した  
 451 学校マネジメント体制が構築され、9年間の系統性・連続性のある教育課程を編成し、教  
 452 育活動が実践されている。また、より効果的・効率的に教育活動を実践するために、小・  
 453 中学校の校舎を一体的に整備している事例や、小・中学校の校舎が分離していても、所  
 454 要の整備を行い適切な教育活動を実践している事例も見られるなど、地域の実情により、  
 455 それらの取組形態は多様であることが第2章で明らかとなった。

456

457 ○ 今後、小中一貫教育に取り組む設置者が増加し、その取組の質の向上を図っていく観  
 458 点から、設置者が小中一貫教育に適した学校施設を整備するに当たっての指針として、  
 459 これまで小・中学校施設整備指針に示された計画・設計における留意事項に加え、小中  
 460 一貫教育の特性や多様性を踏まえた計画・設計における留意事項を提示することが必要  
 461 であると考えられる。このため、以下のとおり、小中一貫教育を円滑かつ効果的に導入す  
 462 るための学校施設の基本的考え方を整理した上で、小中一貫教育に適した学校施設の  
 463 計画・設計における留意事項を示す。

464

#### 第1 小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方

465

##### 1 小中一貫教育の効果的な実施に資する施設環境の確保

466

###### (1) 教育活動の一貫性確保への対応

467

468 ○ 小中一貫教育を導入する学校については、9年間の教育目標の設定、9年間の系  
 469 統性を確保した教育課程の編成が必要である。各々の学校において、地域の実情に  
 470 応じた教育内容・方法(学年段階の区切り、学級担任／教科担任、授業の1単位時  
 471 間、教科教室型の採否等)を計画して実践される。これらの諸条件を十分に理解した  
 472 上で、教育課程に対応した空間構成・施設機能の確保や学年段階の区切りへの対  
 473 応、異学年交流の充実など、9年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実  
 474 施できる施設環境を確保することが重要である。

475

476 ○ また、児童生徒にとって小中一貫教育を受ける9年間は、体格や身体能力はもとよ  
 477 り、社会性、行動範囲などあらゆる面で大きく成長する時期である。児童生徒が学年  
 478 段階の区切りの進行に伴って自らの成長が実感できるように、各学年段階の区切りご  
 479 とに空間構成や教室環境に変化をつけるなど工夫することが重要である一方、体格  
 480 差の大きい児童生徒が同じ施設を利用することから、施設の事故防止対策、学校用  
 481 家具の配慮など安全性を確保することが重要である。

482

###### (2) 学校運営の一貫性確保への対応

483

484 ○ 小中一貫教育の制度化に伴い、一貫教育に適合した学校マネジメント体制を構築  
 485 することが必要である。具体的には「小中一貫教育学校(仮称)」においては、一人の  
 486 校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施することとされてお  
 487 り、また、「小中一貫教育型小学校・中学校(仮称)」においては、組織上独立した小・

488 中学校間の意思決定の調整システムを整備(学校間の総合調整を担う者をあらかじめ  
489 任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運  
490 営上の措置)するなど学校運営の一貫性を確保することが求められている。このため、  
491 小・中学校段階の教職員の一体性を促し、一体的なマネジメントを可能とする施設環  
492 境を確保することが重要である。

493

### 494 (3) 小中一貫教育に指摘される課題への対応

495 ○ 小中一貫教育の制度化に関する答申においては、人間関係の固定化や小学校高  
496 学年におけるリーダー性育成など教育指導上の課題について指摘されている。これ  
497 らの課題に対する手立てとして、例えば人間関係の固定化に対しては、異学年交流  
498 スペースを充実させて交流を大幅に増やすことや、小学校高学年におけるリーダー  
499 性育成に対しては、校舎やフロアの区分による成長段階の演出等が有効とされてい  
500 る。このように施設面から対応できることもあることから、児童生徒の実態や施設形態  
501 などの諸条件を踏まえ、施設の計画・設計を検討することが重要である。

502

## 503 2 地域ぐるみで子供たちの学びを支える場の確保

504 ○ 地域コミュニティの衰退、三世代同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世  
505 帯当たりの子供の数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の  
506 社会育成機能が弱まっているとの指摘がある。また、少子化等に伴い、単独の小学  
507 校及び中学校では十分な集団規模を確保できない地域も多くなってきている。こうし  
508 た中で、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童生徒に関わる体  
509 制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校へ取り入れることへのニーズが高まり、  
510 小中一貫教育の導入が行われている現状がある。

511

512 ○ その際、小中一貫教育導入の検討を機に、保護者や地域住民の参画により学校運  
513 営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」(コミュニティ・スクール)や、地域住民等  
514 の参画により学校教育活動を支援する学校支援地域本部を導入し、地域と学校のよ  
515 り密接な協働関係を構築していく場合も見られる。

516

517 ○ 9年間を通して学校と地域が連携して子供たちの成長を見守るという考えに立って、  
518 学校運営を支援する取組や世代間交流など地域の教育力を積極的に活用する取組  
519 など、小中一貫教育を実施する学校における活動を地域ぐるみで支える場を確保す  
520 ることが重要である。こうしたことが学校を拠点とした活力ある地域コミュニティの形成  
521 に資するものである。

522

523 ○ 以上、小中一貫教育の効果的な実施に資する施設環境を確保していくことと同時に、  
524 地域ぐるみで子供たちの学びを支える場を確保していくためには、地域の実情を踏まえ  
525 早い段階から教職員、保護者、地域住民等の関係者の参画の場を構築し、理解と合意を  
526 図っていくことが重要である。このことは、第2章第2の3において指摘されている施設の規  
527 模設定や既存施設の有効活用といった施設整備に関する課題に対して適切な対応を検

528 討していく上でも重要である。

529

## 530 第2 小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項

### 531 1 共通事項

#### 532 (1) 小中一貫教育を円滑に導入するための計画・設計プロセスの構築

533 ○ 小中一貫教育を円滑かつ効果的に導入するためには、早い段階から行政関係  
534 者だけではなく、小中一貫教育の当事者となる教職員、保護者、地域住民等の関  
535 係者と課題認識や小中一貫教育に取り組む狙いを共有しつつ、学校施設づくりの  
536 検討を進めていくプロセスを構築して行うことが重要である。保護者や地域住民の  
537 理解・協力を得ながら学校施設づくりを進めていくことは、整備後に地域から学校  
538 に対してのサポートを得ることが期待できる。

539

540 ○ 小中一貫教育の取組形態は、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設定、  
541 学校マネジメント体制の在り方、施設形態(施設一体型・施設隣接型・施設分離  
542 型)など様々である。このため、学校が目指す目標を実現するためには、どのような  
543 施設環境が必要なのか、整備後の施設をどのように活用していくのか、保護者や  
544 地域住民が学校に何を期待しているのかなど、関係者と対話を重ねて学校施設づ  
545 くりの明確な目標を設定し、関係者で共有・継承していくことが重要である。

546

#### 547 <具体的な留意事項>

548 ・ 計画・設計プロセスの構築に先行して、将来の児童生徒数の動向や現存する学校  
549 施設の状況等の地域の実情を把握しておくことが重要である。

550 ・ 委員会やワークショップ等において、新しく学校施設づくりを進めていく際に生じる  
551 不安や課題を解消して学校施設の共通イメージをまとめていくため、建築などの専  
552 門家の指導助言を受けることも有効である。

553 ・ 新たに赴任した教職員等に対して、整備された学校施設とその構成する諸室の意  
554 義を伝え、より効果的な教育活動を行っていく観点から、当該施設の計画設計コン  
555 セプトを共有・継承できる資料を作成しておくことも有効である。

556

#### 557 (2) 地域の実情や将来動向を考慮した施設の規模、形態の設定

558 ○ 児童生徒数と学級数の設定は、学校の施設計画の最も基本的な条件である。こ  
559 のため、学校施設の計画に当たっては、関係部局と連携を図りながら、人口増減の  
560 推移や小中一貫教育の導入に伴う児童生徒の動向予測など、関連データや先行  
561 事例を参考に分析し、長期的視点に基づいて学校施設の規模を設定することが重  
562 要である。また、教育内容・方法等の変更に応じて、柔軟に対応できるよう校地・校  
563 舎など学校施設についてフレキシビリティを考慮した計画とすることが重要である。

564

565 ○ 施設形態は、それぞれの形態の特性や期待できる教育的効果を把握して、立地  
566 条件や学校施設の規模を踏まえつつ、9年間の一貫した教育を展開するためにふ  
567 さわしい施設環境を確保できる形態を選定することが重要である。

568

569

### 〈具体的な留意事項〉

570

・ 9年間の教育活動、部活動、学校行事等の小中一貫教育に関する諸活動を具体的に想定して、計画する校地・校舎など学校施設がそれらの活動を許容できるように施設の規模を設定することが重要である。

571

572

・ 将来の学級数の増減が予想される場合、増減分を見込んだ教室の整備、将来的な増築用地の確保等について計画することが重要である。

573

574

・ 将来の学級数の増減が生じても同一学年や同一学年段階の空間的なまとまりを崩すことのないよう室種類の転換などが可能な計画とすることが重要である。

575

576

・ 将来の教育内容・方法の変更に対応するため、軽微な改修で教室の用途を変更できるようにするなど柔軟な計画とすることが重要である。

577

578

579

### 〈参考：施設形態の特性〉

580

#### 施設一体型：

581

小・中学校の建物を一体的に整備することにより、9年間の一貫性のある教育活動や学校運営を効果的に実施することが可能である。他方、児童生徒は9年間同一施設で学習・生活することになるため、児童生徒の発達段階に配慮した計画が必要である。

582

583

584

#### 施設隣接型・分離型：

585

小・中学校の建物が物理的に離れていることから、施設ごとに学年段階の区切りを設けた教育活動を実施することが可能である。他方、児童生徒や教職員の学校間の移動を要することなどに配慮した計画が必要である。

586

587

588

589

### (3) 既存学校施設を活用した小中一貫教育の実施

590

○ 既存施設を活用する場合においては、劣化した施設を単に建築時の状態に戻すだけでなく、小中一貫教育を効果的に実施できる施設へと転換を図ることが重要である。

591

592

593

594

○ その際、安全・安心な施設環境を確保するとともに、各々の学校における小中一貫教育に取り組む狙いや教育課程、学校運営等を踏まえ、必要に応じて特別教室、図書室等の学習関係諸室や小中合同で会議や研修等を行うための空間の充実を図っていくことが重要である。

595

596

597

598

599

### 〈具体的な留意事項〉

600

・ 既存学校施設における劣化状況や9年間一貫した教育活動や学校運営の適応状況等を適切に把握するとともに、把握したデータを基に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう計画を策定することが重要である<sup>8</sup>。

601

602

・ 既存学校施設をこれまでと異なる学校段階の児童生徒が利用することもあるため、既設の教室環境や設備、家具・備品等が児童生徒の発達段階や体格差に対応したものであるか確認することが重要である。

603

604

・ 中学校の既存校舎を活用して小中一貫教育を導入する場合には、「小学校の児童

605

606

<sup>8</sup> これらの具体的な検討に当たっては、「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成26年1月 文部科学省)が参考となる。

608 用の階段におけるけあげの寸法の特例について(通知)」(平成26年7月1日付け  
609 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長)<sup>9</sup>を踏まえ、階段の昇降に係  
610 る児童の安全性の確保に留意することが重要である。

611

#### 612 (4) 地域とともにある学校施設の整備

613

○ 保護者、地域住民が学校運営を支援する取組や地域住民のボランティア活動等  
614 による学校支援の取組等における利用を考慮し、活動の拠点や休憩・談話のため  
615 の空間を計画することが重要である。

616

617

○ 児童生徒と地域との交流や学校開放を実施する際の利用者の動線に留意し、交  
618 流部分や開放部分を計画することが重要である。

619

620

##### 〈具体的な留意事項〉

621

・ 保護者や地域住民との連携を進めるため、ホール、ロビー等において休憩・談話  
622 等のための空間を計画することも望ましい。

623

・ 学校施設が地域の核となることも視野に入れ、他の公共施設との複合化を図ること  
624 も有効である。この際、学校施設における児童生徒の学習・生活に支障を生ずるこ  
625 とがないよう計画する。

626

・ 小中一貫教育を実施する学校施設の整備において、旧校舎の写真や校旗、校歌  
627 等を保存するための学校歴史コーナーなどを計画することも有効である。

628

629

## 2 施設一体型の留意事項

630

### (1) 教育活動の一貫性確保への対応

631

#### 【教育課程に対応した空間構成・施設機能の確保】

632

○ 小中一貫教育を実施する学校においては、9年間の教育目標の設定、9年間の  
633 系統性を確保した教育課程の編成が必要であり、各々の学校において、地域の実  
634 情に応じた教育内容・方法を計画して実践される。

635

636

○ 施設の計画・設計に当たっては、小中一貫した教育活動の実施に必要となる校  
637 地面積を確保するとともに、小中一貫教育に取り組む狙いや教育課程を踏まえ、  
638 多様な学習内容・学習形態やICT機器の導入などを可能とする高機能かつ多機  
639 能な学習環境を確保することが重要である。

640

641

##### 〈具体的な留意事項〉

642

##### (校地・配置計画)

643

・ 校地の選定については、小中一貫教育に関係する授業内容、部活動、学校行事、  
644 学校開放での使用方法などを想定し、必要な面積を確保することが重要である。

<sup>9</sup> 小学校の児童用階段におけるけあげ寸法の特例については、これまでと同じく、けあげ寸法を原則として16センチメートル以下とするものの、次に掲げる措置を講じた場合には、18センチメートル以下とすることができることとされた。

①階段の両側に、手すりを設けたものであること

②階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること

645 ・ 既存の小中いずれかの敷地を利用する場合には、必要な校地面積を確保するだけ  
646 だけでなく、屋外学習施設や固定遊具の遊び場等の設置も可能な規模を確保するこ  
647 とが重要である。

648 ・ 放課後において低学年児童が安心して遊べるよう、部活動が行われる運動場とは  
649 別に、芝生広場、プレイコートなど低学年用の広場等を設けることが重要である。

650 (平面計画)

651 ・ 特別教室等の学習関係諸室の計画の際には、教育目標や教育課程の在り方、学  
652 級数、授業時間の違いなどを踏まえて規模・数を計画するとともに、小中一貫教育  
653 に取り組む狙いや教育課程などを踏まえ高機能かつ多機能な環境を確保すること  
654 が重要である。

655 ・ 特別支援学級については、障害の状態及び特性に応じ、9年間の系統性・連続性  
656 のある教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行えるよう配置を検討するこ  
657 とが望ましい。

658 (各室計画)

659 ・ 特別教室及び準備室は、小・中学校段階で教育内容・方法の違いから必要な教材、  
660 設備機器等が異なることを考慮し、必要な空間を確保・拡充する。

661

### 662 【学年段階の区切りへの対応】

663 ○ 小中一貫教育を実施する学校においては、いわゆる「中1ギャップ」や子供の発  
664 達の早期化など、それぞれの地域の児童生徒が抱える教育課題に対応して、9年  
665 間の教育課程において6-3以外にも4-3-2や5-4といった柔軟な学年段階  
666 の区切りを設定している。

667

668 ○ 施設の計画・設計に当たっては、学年段階の区切りの狙いや教育内容・方法の  
669 特徴や違いを十分に理解し、区切りに対応した校舎のゾーニングや教室環境を計  
670 画することが重要である。

671

### 672 <具体的な留意事項>

673 (平面計画)

674 ・ 各学年段階の区切りにふさわしい教室周りの構成や必要な施設機能を確保するこ  
675 とが重要である。中でも9年間で3つに分ける場合(4-3-2等)、小・中学校段階  
676 の要素が混在する2番目の学年段階の施設環境については、教科担任制や定期  
677 テストの導入、部活動への参加など中学校段階に近い運営を行う場合もあり、9年  
678 間の教育目標や教育課程等を踏まえ十分な検討を行うことが望ましい。

679 ・ 児童生徒は9年間同一施設で学習や生活を行うことになるため、児童生徒が自ら  
680 の成長を実感できるよう、平面構成や教室環境に節目や変化を付けるなどの工夫  
681 を行うことが望ましい。

682 ・ 校舎のゾーニング計画に当たっては、小・中学校段階の授業時間の違いによるチ  
683 ャイムの音や給食時の匂い等に留意して計画することが望ましい。

684 (各室計画)



- 685 ・ 各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉指導による授業、異学年  
686 との合同授業、グループ学習、少人数指導による学習など多様な学習集団に弾力  
687 的に対応できる教室環境を計画することが重要である。
- 688 ・ 教室・教室周りの計画については、低学年用では普通教室を中心に設えを充実さ  
689 せ、中・高学年用では普通教室と教科教室及び特別教室との位置関係に留意した  
690 計画とすることが望ましい。

691 (設備計画)

- 692 ・ 校内放送設備の整備やチャイムの設定については、小・中学校段階の教育内容・  
693 方法や授業時間の違いを踏まえ設計することが重要である。

694

695 **【異学年交流スペースの充実】**

- 696 ○ 異学年の交流は、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協  
697 力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身に着けさせることが  
698 期待できる。特に施設一体型は、年齢差の大きな児童生徒が同一施設におい  
699 て、空間を共有して学習・生活することから、異学年の交流が生まれやすい。
- 700
- 701 ○ 施設の計画・設計に当たっては、年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる  
702 空間や動線を意図的に計画することが重要である。

703

704 <具体的な留意事項>

705 (配置計画)

- 706 ・ 児童生徒の交流の場として、廊下や階段などの移動空間、ピロティなどの半屋外空  
707 間、登下校時のアプローチ空間などを単なる移動空間として考えず、自然に異学年  
708 交流を生む空間として設計上の工夫をすることが重要である。

709 (平面計画)

- 710 ・ 異学年交流スペースについては、児童生徒の動線を考慮して利用しやすい位置に  
711 配置し、そこで行われる授業や学校行事等の交流活動を具体的に想定して、規模  
712 や施設機能を計画することが重要である。

713

714 **【学習関係諸室等の共同利用】**

- 715 ○ 特別教室、運動施設など学習関係諸室等を共同利用することは、授業や学校  
716 行事等を通じて、学校段階間の接続の円滑化、異学年交流の充実に取り組むこ  
717 とができ、小中一貫教育の取組の一層の高度化が期待できる。また、学習関係諸  
718 室等の共同利用については、教科の特徴や学習の狙いに応じた施設環境を用  
719 意でき、教科指導の充実や主体的な学習態度の育成を図ることが期待できる。
- 720
- 721 ○ 施設の計画・設計に当たっては、学習関係諸室等について、小中一貫教育に  
722 取り組む狙いや教育課程、各室の機能や安全性に配慮した上で、小・中学校段  
723 階間で共同利用できる計画とすることが重要である。
- 724

725 <具体的な留意事項>

726 (平面計画)

- 727 ・ 共同利用については、小・中学校段階が所有する諸室を相互に利用することであり、  
728 直ちに建物面積の節約にならないことに留意しておくことが重要である。  
729 ・ 特別教室を共同利用する際には、学級数や時間割を基に必要な室数を確認する  
730 ことが重要である。  
731 ・ 図書室やメディアセンター等の共通学習室を共同利用する際には、児童生徒の異  
732 学年交流の場としての役割を重視して校舎内の利用しやすい位置に配置すること  
733 が重要である。

734 (各室計画)

- 735 ・ 学習関係諸室等を共同利用する際には、教科指導の充実を図るため、教科の特  
736 徴や学習の狙いに応じて必要とする設備・環境を備えることが重要である。  
737 ・ 共同利用する学習関係諸室等については、学習活動の空間を確保するだけでなく、  
738 その活動を支えるため準備室等の空間を拡充することも重要である。  
739 ・ 屋内運動施設を共同利用する際には、児童生徒の体力や運動内容の違いに配慮  
740 し、必要に応じ屋内運動場を分割しても利用できるように計画することが望ましい。  
741 ・ プールを共同利用する際には、低学年児童の利用を考慮して、低学年児童用プ  
742 ールの設置又は水深を可変可動床とすることが重要である。  
743 ・ 共同利用する学習関係諸室等の家具については、体格が異なる児童生徒の利用  
744 に配慮して計画することが重要である。

745

746 (2) 学校運営の一貫性確保への対応

747 ○ 小・中学校段階の教職員が9年間の教育目標を共有し、小中一貫した教育課程  
748 と、その実施に必要な学校マネジメント体制の下で、教育活動や学校運営を行っ  
749 ていくことが重要である。

750

751 ○ 施設の計画・設計に当たっては、各学校のマネジメント体制を踏まえ、小・中学  
752 校段階の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることが  
753 できるよう、職員室などの管理関係室を計画することが重要である。

754

755 <具体的な留意事項>

756 (平面計画)

- 757 ・ 小・中学校の教職員が日常的に業務の連携やコミュニケーションを取ることができる  
758 よう、管理関係室の配置、教室への移動動線等に配慮した計画とすることが重要で  
759 ある。  
760 ・ 学校の規模が大きくなると教員数が多くなりマネジメント体制も複雑となることから、  
761 必要に応じ学年ごとや学年段階の区切りごとに分散した教師コーナーを確保する  
762 ことも有効である。なお、この場合においては、中央の職員室との機能分担及び相  
763 互の連絡に留意して計画する。

764 (各室計画)

- 765 ・ 職員室を合同で利用する際には、会議や打ち合わせのためのスペース等を設け、  
766 学年段階の区切りに応じて教員の座席を配置するなどして、教員相互のコミュニケ  
767 ーションの場として活用することが重要である。
- 768 ・ 保健室を計画する際には、児童生徒の発達段階に応じて体と心への対応が必要  
769 なことから、カウンセリングを行うことのできる空間を保健室に隣接した位置又は保  
770 健室内に間仕切り等を設置して確保することも有効である。
- 771 ・ 調理室、配膳室を計画する際には、設置者における学校給食の実施方針を踏まえ、  
772 適切な面積を確保するとともに、食堂、ランチルーム等の食事のための空間に近接  
773 させて計画することも有効である。

774

### 775 (3) 小中一貫教育の実施に適した安全性の確保

776

777 ○ 児童生徒が9年間同一施設を利用するため、児童生徒の発達段階、利用内容に  
778 応じ、安全性を備えた施設環境を確保することが重要である。

779 ○ 施設の計画・設計に当たっては、児童生徒の体格差に十分配慮して、児童生徒  
780 の動線、共同利用する各室・空間、学校用家具等について計画することが重要で  
781 ある。また、非常時の避難経路の設定に留意することが重要である。

782

#### 783 <具体的な留意事項>

##### 784 (平面計画)

- 785 ・ 屋外運動場の計画の際には、放課後などに低学年児童が安心して遊べるように、  
786 部活動が行われる運動場とは別に、低学年専用の広場等を計画することが重要で  
787 ある。
- 788 ・ 学校規模によっては、児童生徒が登下校時に昇降口や階段に集中してしまう場合  
789 があるので、昇降口の分散化や階段の複数配置等の工夫を行うことが望ましい。
- 790 ・ 中学校の既存校舎を活用して小中一貫教育を実施する際には、児童が階段を安  
791 全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材等に配慮  
792 することが重要である。
- 793 ・ 多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅  
794 速な避難のために複数の避難経路を確保するなど、避難経路の設置に留意するこ  
795 とが重要である。

##### 796 (各室計画)

- 797 ・ プールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、  
798 使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。
- 799 ・ 屋内運動施設を共同利用する際には、体力や体格の異なる児童生徒が同時に安  
800 心して利用できるように体育器具や防球ネット等を設置することが望ましい。
- 801 ・ 昇降口、玄関の計画の際には、児童生徒が日常及び避難時の通行の場として一  
802 斉に利用するため、安全かつ円滑に出入りできる通路幅や空間を確保することが  
803 重要である。
- 804 ・ 手洗い、流し、水飲み場、便所等の設備については、児童生徒の体格差を配慮し

805 た高さに計画することが重要である。

806 ・ 学校用家具の計画の際には、児童生徒の発達段階、利用状況等を踏まえ安全性  
807 に配慮して検討することが重要である。

808

### 809 3 施設隣接型・分離型の留意事項

#### 810 (1) 教育活動の一貫性確保への対応

811 ○ 施設隣接型・分離型においては、立地条件や小中一貫教育の取組に含まれる  
812 学校の構成(複数の小学校が中学校に接続する形態等)の違いにより、小・中学校  
813 段階間の連携内容は様々である。

814

815 ○ 施設の計画・設計に当たっては、小・中学校段階間の連携内容を踏まえ、その連  
816 携活動の実施に必要な施設環境を計画することが重要である。また、必要に応  
817 じて、教育課程を踏まえ学習関係諸室の高機能化を図ることが重要である。

818

#### 819 <具体的な留意事項>

##### 820 (配置計画)

821 ・ 施設隣接型においては、小中一貫教育を効果的に実施するため、隣接した校舎間  
822 の渡り廊下などを整備して円滑に移動できる動線を確保することも有効である。

##### 823 (平面計画)

824 ・ 小・中学校段階間の合同授業、合同行事等を行うため、来校する児童生徒や教職  
825 員が円滑に移動することができるような動線の設定や授業等前後の待機場所につ  
826 いてあらかじめ検討しておくことが重要である。

##### 827 (詳細計画)

828 ・ 小・中学校段階間の一体感を生み出す工夫として、児童生徒が立ち寄りやすい位  
829 置に、小中一貫教育に関する資料の展示、掲示等のための設備を計画することも  
830 有効である。

831

#### 832 (2) 学校運営の一貫性確保への対応

833 ○ 施設隣接型・分離型においても、小・中学校段階の教職員が9年間の教育目標  
834 を共有し、小中一貫した教育課程と、その実施に必要な学校マネジメント体制の  
835 下で、教育活動や学校運営を行っていくことが重要である。

836

837 ○ 施設の計画・設計に当たっては、学校施設の実態やマネジメント体制を踏まえ、  
838 小・中学校段階の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図  
839 ることができるよう、会議室や研修室等の諸室を計画することが重要である。

840

#### 841 <具体的な留意事項>

##### 842 (配置計画)

843 ・ 小・中学校段階の教職員が合同で会議や研修等を行うための空間を確保すること  
844 が重要である。その際、連携する各学校施設の状況や移動時間等を踏まえ、適切

845 な施設に設置できるよう検討することが重要である。

846 (設備計画)

- 847 ・ 校務の効率的・効果的な実施のため、テレビ会議等の設備を設置する際には、必  
848 要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導  
849 入することが有効である。

850

### 851 (3) 小中一貫教育の実施に適した安全性の確保

852 ○ 小・中学校段階間の合同授業、合同行事など連携内容を踏まえ、来校する児童  
853 生徒と在籍する児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環  
854 境を確保することが重要である。

855  
856 ○ 施設の計画・設計に当たっては、小・中学校段階間の連携内容を踏まえ、児童  
857 生徒の体格差に十分配慮して、児童生徒の動線、交流スペース、学校用家具等  
858 について計画することが重要である。また、非常時の避難経路の設定に留意する  
859 ことが重要である。

860

861 <具体的な留意事項>

862 (平面計画)

- 863 ・ 中学校の既存校舎を活用して合同授業や合同行事等を行う際には、児童が階段  
864 を安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材等に  
865 配慮することが重要である。
- 866 ・ 小・中学校段階間の連携内容を踏まえ、多人数を同時に収容する室等を避難階以  
867 外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保  
868 するなど、避難経路の設置に留意することが重要である。

869 (各室計画)

- 870 ・ 学校用家具の計画の際には、小・中学校段階間の連携内容を踏まえ、児童生徒の  
871 発達段階、利用状況等を踏まえ安全性に配慮して検討することが重要である。

872

873

## 第4章 国による支援策

875 ○ 小中一貫教育の導入は設置者の主体的な判断によるものではあるが、今後、小中一  
 876 貫教育に取り組む設置者の更なる増加が見込まれ、その取組の質の向上を不断に図っ  
 877 ていく必要がある。小中一貫教育施設部会と連携して取りまとめられた小中一貫教育の  
 878 制度化に関する答申においては、小中一貫教育の総合的な推進方策として「小中一貫  
 879 教育に必要な施設・設備の整備の支援」が求められている。その具体的な内容として、  
 880 ① 施設一体型校舎の整備を円滑に進めることができるよう、国は、小学校同士又は中  
 881 学校同士の統合に伴う新しい校舎を建てる場合と同等の補助を行うこと等が必要  
 882 ② 児童生徒の異学年交流スペースや地域との交流スペース、隣接した校舎間の渡り廊  
 883 下などの整備に対しても、国は適切に支援を行っていく必要がある  
 884 ③ 小中一貫教育を実施する上で効果的な施設の在り方について留意事項を示すとも  
 885 に、好事例をきめ細かく収集して設置者に対して周知し、適切な助言を行っていくこと  
 886 が求められる  
 887 とされており、国は、これらの支援策を着実に実施していくとともに、以下についても取り  
 888 組むことが期待される。

889

### ・ 学校施設整備指針への反映

891 国は、学校施設の計画・設計における留意事項を示した学校施設整備指針を学  
 892 校種ごとに策定し、学校設置者に周知している。

893 本報告を踏まえ、小・中学校における学校施設整備指針について、小中一貫教  
 894 育に適した学校施設の計画・設計における留意事項を記述し、学校設置者に周知  
 895 していく必要がある。

896

### ・ 学校施設の計画・設計プロセス構築の支援

898 国は、設置者が、地域の実情を踏まえ小中一貫教育を円滑かつ効果的に導入で  
 899 きるよう、学校施設の基本計画の策定等において、教職員、保護者、地域住民等  
 900 の関係者が参画した委員会やワークショップ等を設置し、必要に応じて学校建築の  
 901 有識者の協力を得ながら、関係者との合意形成を図っていく学校施設の計画・設  
 902 計プロセスの構築に資する取組について支援する必要がある。

903

### ・ 普及啓発

905 国は、本報告書や上記支援事業の成果について、説明会等を通じて設置者や設  
 906 計事務所等に対して広く普及啓発して、小中一貫教育の実施に適した学校施設づ  
 907 くりを促進することに努める必要がある。

908 また、中学校の既存校舎を活用して小中一貫教育を導入する場合における児童  
 909 用の階段におけるけあげ寸法の特例など、具体的な技術的事項についても周知し  
 910 ていく必要がある。

911